

ワースト・アセス・コンテスト 評価書(案)

事業名	新石垣空港整備事業	事業者	沖縄県
-----	-----------	-----	-----

1. 実施されたアセス手続は事業による環境影響の回避や軽減に役立つか？(Yes・No) NOの場合、なぜ役に立たないか？どのようにアワセメントだったか？より具体的な記入が可能であればお願いします。

項目	事業者による影響予測と評価	事業者の評価に対する応募者の評価
<p>白保サンゴ礁海域への赤土の流出</p> <p>絶滅危惧種コウモリへの影響</p>	<p>影響は軽微</p> <p>影響は軽微</p>	<p>白保サンゴ礁海域へ流入する数本の地下川の調査が全く行われていない(地下川を通して赤土が海域へ流出する恐れが強い。実際にその事実が確認されている)。予測・評価をするための極めて重要な環境情報を欠いたままの予測・評価であり、全く評価できない。「はじめに建設ありき」のアワセメントそのものである。</p> <p>絶滅危惧種コウモリ類が利用している事業地内の洞窟(コウモリの棲家)について、実態調査を十分に行わず、また調査の方法も極めて問題があったにもかかわらず(コウモリ類の専門家からもその改善を求められていた)、当初の不十分でずさんな調査結果に基づいて評価がなされた。評価と言えるような代物ではない。</p>

2. 影響評価に必要な情報は公開されていたか？(Yes・No) NOの場合、

<p>どのような情報が隠されていたか？</p>	<p>方法書においては、特別天然記念物のカンムリワシ(絶滅危惧1A類)の営巣木が確認されている箇所で設置される航空障害灯や進入灯の記載がなかった。またコウモリ類調査の生データが開示されておらず、準備書にはその生息数など多数の調査データが改ざんされて記載されていたり、一部のデータが解析中として記載されていないなどの事実もあった。さらには沖縄県自身が行った調査においては「新空港の建設によって、(カグラコウモリの)コロニーが脅かされることは明らかである」と記載されているにもかかわらず、準備書では「A洞窟やD洞窟がコウモリ類に利用されなくなる可能性は低いと考えられる」と全く逆の評価を記述していたというようなこともあった。</p>
-------------------------	--

3. 環境影響を評価した項目は適切か？調査は十分だったか？科学的だったか？(Yes・No) NOの場合、

どのような評価項目が欠けていたか？	<p>事業地域は琉球石灰岩で構成されるカルスト台地であり、そこには少なくとも数本の地下川が流れ、洞窟や空洞も無数にあると推察されている。しかし事業者である沖縄県は、地下川、洞窟についてはもちろん、このカルスト地形の基本的な調査もほとんど行わないままアセスを終えた。</p> <p>またコウモリ類の実態調査についても、極めて不適切な方法で実施されているだけでなく、調査によるディスターブによって調査結果そのものが専門家などから疑問視されている。</p>
-------------------	---

4. 方法書や準備書に対して提出された意見は合理的に反映されたか？(Yes・No) NOの場合、

何がどう反映されていなかったか？	<p>基本的に事業者である沖縄県にとって都合のいい、調査等に時間のかからない住民意見しか取り入れていない。例えばコウモリ類の遺伝子解析を求める意見については、それ以前に行われていたヤエヤマコキクガシラコウモリという八重山固有種の解析の結果、事業による影響は重大であるとの評価が報告されていたため、リュウキュウコビナガコウモリやカグラコウモリ(3種とも絶滅危惧種1B類)の解析は、全く行わなかったり、非常に簡易な形ですまされてしまった。</p>
------------------	---

5. 地方公共団体は、住民意見や地域環境を適切に考慮して意見を述べたか？(Yes・No) NOの場合、

どのような問題があったか？	<p>事業者も環境保全の立場から意見を述べるものも同じ沖縄県知事であることから、適切な意見が述べられるわけではない。これについては興味ある最近の例をあげておきたいと思う。</p> <p>沖縄県の普天間代替飛行場のアセスでは、ウミガメについて事業地海域に生息するウミガメは本土のウミガメが減少していることから、本土の沿岸域を利用できるから影響は軽微であるとした国のアセスに対し、県知事意見では「事業地海域にウミガメがなぜいるかを検証することなしに予測・評価を下すことはできない」との意見を述べた。</p> <p>一方新石垣空港のアセスにおいては、事業地内の多数の洞窟は石垣島に生息する八重山固有種のコウモリ類にとって極めて重要な生息地であることをコウモリ類の専門家が強く主張していたにもかかわらず、沖縄県知事はこの地域の洞窟になぜ多くのコウモリ類が生息しているかについての検証をすることもなしに「石垣島には他にも多くの洞窟があり、そこに移動できるから影響は軽微である」とする知事意見を述べた。これは、一方は沖縄県知事が反対している事業(基地建設)であり、他方は沖縄県知事が推進している事業であるからにほかならない。知事が事業者である場合は、知事意見は科学的根拠もない形だけのものになってしまうという典型的な例である。</p>
---------------	---

6. 環境省は自然環境の保護を任務とする省として果たすべき役割を果たしたか？(Yes・No) NOの場合、

どのような問題があったか？	環境大臣意見の表現の仕方に問題がある。大臣意見はその趣旨を曲解されないように端的にかつ明確に述べるべき
---------------	---

だ。例えば環境大臣意見には未調査であった「地下川の経路や流量を調査する必要がある」述べればいいものを「降雨及び流入水が海域に浸出する経路及びその量について把握し…」という風に書かれていて、未調査の地下川調査をさしているかどうか、明確に分からない

実際事業者は地下川の調査をやらず、すでに調査済みの事業地地下水の全体の流れを机上で解析して最終評価書を作り上げた。これは地下川調査をすれば相当の時間が必要であり、事業者や国交省が予定している事業スケジュールの変更を迫ることになってしまう。そのために環境省は明確に言い切れなかった可能性がある」と指摘されている。果たすべき役割を果たしていないと指摘されても、環境省は反論できないであろう。

7. 環境影響評価の実施時期は適切だったか？(Yes・No) NOの場合、

影響を回避軽減するためには評価はいつ行われるべきだったか？	事業の基本計画が未発表であるにもかかわらず、事業を急ぐあまり沖縄県は方法書の縦覧を先に始めた。事業計画に関する情報が不十分であったは、適切な意見が述べられない。
-------------------------------	--

8. 環境影響評価のための調査にかかった費用は？(調べていない)円 不明の場合は空白可

9. アセス手続が客観性を疑われる根拠となる事実はあるか(調査を行った業者が事業者から天下りを受け入れている、関連事業者である等)(Yes・No)

沖縄県から委託を受けてコウモリ類の調査をした団体の理事長(御用学者)が、コウモリ類への影響や保全策等を事業者である沖縄県に助言するコウモリ類検討委員会の副委員長に就任し、事業者の思惑通りの助言をし、委員会の助言の流れをつくった。

10. 皆様から寄せられて加えたワースト評価項目です。その他にもあればご自由にご記入ください。

- ・アセス手続きの事前調査や手続中の調査が環境影響を及ぼした。(Yes・No) Yesの場合、
- ・アセス手続の最中に事業者が事業を進捗させている。(Yes・No) Yesの場合、
- ・事業決定前に、目的の正当性、妥当性、効果の議論に十分な説明、参加、意見反映があり、環境影響が比較評価されたか。(Yes・No) Noの場合、
- ・周辺の複数開発事業との複合的なアセスは行われたか？(Yes・No) Noの場合、
- ・ゼロオプション(何もしない案)や代替案は検討されたか？(Yes・No)Noの場合、
- ・アセス手続で十分に住民意見等を言える機会があったか？(Yes・No) Noの場合、
- ・環境省の指針や関係省令そのものへの疑問がある(Yes・No) Yesの場合、具体的にご記入ください。
- ・訴訟(有)の場合のアセスの関する争点や、裁判所の判断が示されている場合はその判断をご記入ください。

私たちはいま、新石垣空港整備事業に関して3つの訴訟を提起し、係争中である。

この中で環境アセスに関しては、合理的理由なく環境大臣意見に沿わない環境影響配慮審査の結果によって許可処分がなされた場合は、その判断は違法なのかどうかをめぐって論争が続いており、最大の争点になっている。一審の判決では事業者が環境大臣意見に従うべきとの法令はなく、また大臣意見は環境配慮上必要

不可欠な意見に限られているわけではないことから、環境大臣意見に対応しなかったからと言って違法ということにはならないと判示した。これに対して私たちは控訴審において、環境法の研究者からの意見書を提出し、反論の主張を展開していく準備を進めているところである。

また本事業のアセスにおいてはゼロオプションはもちろん、代替案についても科学的、合理的な検討は行われておらず、はじめに「カラ岳陸上案ありき」(現行案)の事業者の思惑通りの位置選定作業が進められた。

・その他、特記事項 (どのようにすればよりよいアセスになるか)

まずゼロオプションを含む戦略的アセスメントを法制化する必要がある。